

## 第14回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成30年8月7日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（16人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・平成30年度農業委員会全体研修会について
- ・農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭  
事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第14回総会を開会いたします。  
本日は、出席委員は16名ですので総会は成立しております。  
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、13番 新井委員・14番 齋藤委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43000134について議案書と詳細を朗読、説明】  
農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議長 番号1、43000134の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 譲受人の取得要件に問題がないことから許可と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000134 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000134 について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 43000134 は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 1 受付番号 43000135 について議案書と詳細を朗読、説明】  
申請地は市街化調整区域にあり、20ha 以上の一団の農地の辺縁部でありますので、第 1 種農地でありますが集団性を阻害する場所ではなく、例外規定である集落接続であること、除外の容認については平成 30 年 4 月 9 日に利用者、目的とも本申請と同じ条件で受けていること等を説明。

議長 番号 1、43000135 の審議を行います。この件に関しまして農振部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000135 については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000135 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000135 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 43000135 は原案のとおり許可相当と決定いた

します。

なお、5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。また、本日の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議長 報告事項第1号から第2号について質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。  
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・平成30年度農業委員会全体研修会について

- ・8月以降の事業計画について
- ・平成30年7月豪雨の義援金について
- ・利用状況調査の経過報告について
- ・その他について、朗読、説明】

議長 他に委員より何かありますか。

委員 角刈にジャングルのような場所がありますが、農地なのでしょう。

事務局 訓練所用地で農地転用の許可を得ております。  
生活環境課に繋がりますので、そちらからなんとか出来るか相談してみます。

委員 耕作放棄地の課税についてはどのようになるのか。何もしなければ、そのまま変わらず放置されてしまうから、課税を強化したほうが良いのではないか。

事務局 意向調査を行い、回答がなかったり自ら耕作すると回答があったにも関わらず1年後も現状が変わっていない場合には、中間管理機構が借り入れの協議を行う勧告が行われ、1月1日の時点で勧告されている農地については課税が強化されます。

委員 公社を通して貸している農地の利用状況が目に見える場所があるのですが、農業委員会として指導出来ないのか。

事務局 公社から指導してもらうのが筋だと思います。  
農業委員として、農業の仕方について指導するという権限はないですが、先輩農業者として指導してもらうのが良いのではないのでしょうか。

議長 他に委員より何かありますか。  
なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人